

令和4年11月15日

# 新潟市民芸術文化会館 新型コロナウイルス感染予防対策

(指定管理者)

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

---

- I. 対策の目的、位置づけ
- II. 感染防止のための基本的な考え方
- III. 具体的な対策、実施主体
- IV. 主催者の留意事項
- V. 感染防止策チェックリスト作成手順

別表 入場者数の上限

添付 新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン  
(令和4年11月10日改訂)

## I. 対策の目的、位置づけ

### 1. 目的

この対策は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。國の方針を踏まえて公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和4年10月31日)」、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和4年11月10日改訂)」を踏まえて整理しました。

すべての項目の実施が新潟市民芸術文化会館を利用するうえの必須条件ではありませんが、新潟市民芸術文化会館を利用する全ての方の安全を確保するため留意していただきたい事項です。

### 2. 位置づけ

新潟市民芸術文化会館の管理者（以下「会館」という。）、新潟市民芸術文化会館で公演又は催事等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、国、新潟県、新潟市の方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本対策に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「具体的な対策」を踏まえ、個々の公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むことが求められています。

本対策の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

### 3. 改定のポイント

本対策は、令和2年6月1日付で発し令和4年1月6日付で改定した対策を一部更新しました。

主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 連絡先の把握　主催者が参加者名簿を作成（感染が発生した場合など必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知）し、概ね1カ月間保持する指針を廃止しました。
- (2) もぎり、クローケにおける感染対策
- (3) 舞台上での配置について　合唱、トランペット、トロンボーンの注意点について変更しました。

## II. 感染防止のための基本的な考え方

全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

### 1. 「三つの密」の回避

- (1) 密閉空間（換気の状況により密閉空間になりえる）
- (2) 密集場所(多くの人が密集する場合がある)
- (3) 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場合がある）

### 2. 人と人の距離の確保

十分な間隔を空ける。

### 3. 適切なマスクの正しい着用

マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりととした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること

### 4. 手洗いなどの手指衛生

### 5. 常時換気の励行

### 6. イベントの参加者人数、収容定員等について、「新潟県におけるイベントの開催制限について（特措法24条9項）」のとおり取り扱います。この内容は新潟県ホームページでご確認ください。

### III. 具体的な対策、実施主体

具体的な対策を、取り組みの種別・場所別に整理しました。楽屋内の消毒などは主催者にご協力を  
お願い致します。なお、会館の欄の「レセ」はレセプショニストが行います。

#### 1. 全体的な対策

		会館	主催者	お客様
消毒	手指用アルコール消毒液の設置	○		
	事務室、手すり、エレベーターのボタン、トイレ器具の消毒 客席ひじ掛けは抗菌コーティング済み	○		
	楽屋の消毒	使用前	使用中	
抗菌	客席椅子（コンサートホール、劇場、能楽堂）	○		
換気※	空調設備運転…温湿度制御より換気量を優先 湿度40%以上を目安に加湿 二酸化炭素モニターを活用し、濃度1,000ppm以下に保つことを確認	○		
	ドア、窓を適宜開放して換気に努める		○	
手洗い	呼びかけ（アナウンス、表示）	○	○	
	薬用せっけんの配置	○		
飛沫防止	適切なマスクの正しい着用を徹底	○	○	○
検温	自宅で測定。発熱の場合は入館しない。	○	○	○

## 2. 場所別の対策

		会館	主催者	お客様
玄関 (もぎり)	検温（お客様対象）	○	(○)	○
もぎり	マスク着用の確認、着用の呼びかけ	○	○	
	マスクを破損・紛失した方には提供	○		
客席	入場者数を別表「入場者数の上限」以下に抑える。		○	
	演者が歌唱等を行う場合、 <u>演者から観客まで一定の距離を確保</u> （最低 2m）		○	
	入退場について、エリアごとに時間差を設ける。または時間に余裕をもつ		○	
	(遅れ客対応時) ・前室に留まらない	レセ	○	
	会話を控えるようアナウンス		○	
トイレ	便器の洗浄の際はフタを閉めるよう促す	○	○	
	休憩時間を長めに、または回数を多めに設定し、混雑を緩和する。		○	
当日券売 り場	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。	○		
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
ビュッフェ		休業中		

		会館	主催者	お客様
クローケ	取扱者は不織布マスク着用や手指消毒など必要な対策	レセ		
物販	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。		○	
	サンプル品、見本品は極力取り扱わない		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
託児室	リスクを踏まえ、要否をご検討ください			
	マイク等の受け渡しはトレイを介す。直接手渡ししない。	○	○	
舞台	共有する楽器、機材の消毒（除菌シート）	○		
	持ち込み機材の接触制限（職員は極力触れない）		○	
	マイクの使いまわし（質疑応答）は控える		○	
	出演者同士は適度に間隔を開ける。		○	
	利用終了後、床の清掃を行う	○		
	下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○	
楽屋	密にならないよう定員を調整するとともに換気を励行		○	
	飲食時などマスクを外す場合は、会話を控える。		○	
	コップ、皿は使い捨てを使用		○	
調整室	密接にならないよう入室者数を制限	○	○	
練習室	備品、楽器等を消毒または清拭する	資材用意	○	
冷水器	使用中止	○		
周知	注意事項、お願い事項をホームページと玄関先に表示	○		
	「感染防止策チェックリスト」をホームページ、SNS等で公表（詳細はV. 感染防止策チェックリスト作成手順のとおり）		○	

### 3. 利用種別の対策

#### (1) 飛沫が発生する合唱（カラオケ）、吹奏楽など

	会館	主催者 利用者
利用終了後、床の清掃を行う	○	
下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・飛沫が飛ぶ</li><li>・汗が舞台に付く</li><li>・床に手を付く</li></ul>		○
楽器等について、唾液の処理等を適切に行う		○
特に換気に注意を払い、こまめに行う	○	○
対面での発声・演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うこと。 やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど前後の距離に注意すると伴に次のとおり距離を確保する。 (1) 合唱（カラオケ） 歌手の間が最低でも1mの市松模様となるよう努める。距離の確保が難しい場合は、マスクを着用。 (2) 吹奏楽など ブランペッタ・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m確保するように努める		○

### 4. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに会館に連絡し、対応を協議してください。

公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合の対応について

(1) 換気の良い救護室を臨時で開設し隔離する。

(2) 対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備する。

#### IV. 主催者の留意事項

主催者には、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和4年10月31日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」に示されている「公演主催者に協力を求める具体的な対策」を留意していただきますようお願いします。同ガイドラインの内容は全国公立文化施設協会ホームページでご確認ください。

#### V. 感染防止策チェックリスト 作成手順

感染防止策チェックリストは、主催者が用意し、主催者のホームページ、SNSで公表することを原則としますが、これが難しい場合は代替方法により実施してください。

##### 1. 主催者のホームページ、SNSに掲載する（原則）

(1) 新潟県ホームページ「新潟県におけるイベントの開催制限について」に掲載されている「感染防止策チェックリスト」の様式をダウンロードし、所定事項を記入してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/boushikyouryoku-onegai.html#ibento>

(2) 作成したチェックリストをホームページ、SNS等で公表してください。

(3) チェックリストのURLまたはSNSアカウント名を会館へご連絡ください。

(4) チェックリストは、イベント終了日から1年間保管してください。

##### 2. ホームページ、SNSの公表が実施し難い場合（代替方法）

(1) 感染防止策チェックリスト（用紙）に記入してください。用紙は会館が用意します。

(2) チェックリストを会場に掲示してください。

(3) チェックリストは、イベント終了日から1年間保管してください。

(別表) 入場者数の上限

	100%定員(※1)	50%定員	備考
コンサートホール	2, 000人	(1, 000人)	
劇場	903人	(451人)	
能楽堂	387人	(193人)	
ギャラリー	150人	(75人)	
スタジオ A	130人	(65人)	
スタジオ B	150人	(75人)	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。

#### 練習利用の定員

大声での発生が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで利用してください。

	定員	推奨人数	室内環境に合わせた換気量の調整
スタジオ A	130人	100人	可
スタジオ B	150人	100人	可
練習室 1	16人	6人	不可
練習室 2	12人	6人	不可
練習室 3	12人	6人	不可
練習室 4	40人	20人	可
練習室 5	40人	20人	可
練習室 6	15人	12人	不可

(1) スタジオ A、スタジオ B、練習室 4、練習室 5 は、必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）より換算した在室人数を推奨します。なお、ビル管理法の空気環境基準を満たすよう換気量を調整しているため、従来の定員についても法令上の問題はありません。

(2) 練習室 1, 2, 3, 6 は、換気量が一定のため必要換気量から算定した人数（推奨人数）を上限とします。

(施行期日)

この対策は、令和2年6月1日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年6月19日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年10月5日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年12月8日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年3月3日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年5月11日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年7月5日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年9月7日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年11月24日から施行する。

(改定)

この対策は、令和4年1月6日から施行する。

(改定)

この対策は、令和4年11月15日から施行する。